

一定の条件を満たした喫煙室のみ設置可能です。

【たばこの煙の流出を防止するための技術的基準】

① 出入り口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること

② たばこの煙（蒸気を含む）が室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること

※「壁・天井等」とは、建物に固定された壁・天井のほかガラス窓等も含まれますが、たばこの煙を通さない材質・構造のものを指します。

※「区画」とは、出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることを指し、たばこの煙が流出するような状態は認められません。

③ たばこの煙が屋外に排気されていること

紙巻きたばこ、加熱式たばこで扱いが異なります

■ 紙巻きたばこ専用喫煙室は、喫煙しか行うことはできません。

■ 加熱式たばこ専用喫煙室は、喫煙以外（飲食等）を行うことが可能です。



どちらの部屋も20歳未満の立ち入りは禁止です。
(従業員も含む)